

平成23年 第2回定例会

予算決算常任委員会 政策総務分科会 提出資料

◎議案事項

議案第14号

知事の給与の特例に関する条例案について 1

議案第17号

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
. 2

◎所管事項

1 平成23年度税制改正について 3

平成23年6月21日

総 務 部

◎議案事項

議案第14号

知事の給与の特例に関する条例案について

1 制定理由

人口減少、少子・高齢化をはじめとする社会経済情勢の急速な変化の中、未来に希望の持てる新しい三重づくりを推進するに当たり、県の厳しい財政状況を考慮し、知事の給与の特例を定めるものです。

2 制定内容

この条例の施行の際現に知事の職にある者の給与については、次のとおりです。

- ① 給料 給料月額額の100分の30を減額
- ② 期末手当 支給額の100分の50を減額
- ③ 退職手当 支給しない。

3 施行期日

平成23年7月1日から施行します。

※なお、以上のように特例を定めることから、「知事及び副知事の給与の特例に関する条例」で定められた知事の給料月額額の減額(給料月額額の5/100)は廃止します。

議案第17号

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

東日本大震災に係る復興支援、被害を受けた県内産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応するため、県の厳しい財政状況を考慮し、副知事をはじめ特別職及び管理職員の給与を特例的に減ずるものです。

2 改正内容

減額措置の内容は下記表のとおりです。

区分	内容		
	改正前	改正後	
副知事	給料月額100分の5	給料月額100分の15	
教育長、代表監査委員 企業庁長、病院事業庁長	給料月額100分の2	給料月額100分の10	
管理職員	部長級	管理職手当100分の5	給料月額100分の10
	次長級	管理職手当100分の5	給料月額100分の8
	課長級等	管理職手当100分の3	給料月額100分の8

※各県立学校及び小中学校に所属する管理職員については、現行の管理職手当の減額を継続し、病院事業庁に所属する医師については、対象外とします。

3 減額するための特例期間

平成23年7月1日から平成25年3月31日までとします。

4 減額による影響額

この条例案及び知事の給与の特例に関する条例案の施行に伴う影響額は、平成23年度において、2億7,519万円です。

◎所管事項

1 平成23年度税制改正について

平成23年度税制改正法案として、国会で審議中であった「地方税法等の一部を改正する法律案」から、期限の到来する税負担軽減措置等と現下の厳しい経済状況と雇用情勢に対応するための税制が切り離され、新法「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」として、平成23年6月10日に国会に提出されました。法案に盛り込まれた主な改正点は、次のとおりです。

なお、従前の法案は、上記法案を切り離すための修正を行った上、国会で引き続き審議されます。

1 個人住民税関係【市民公益税制について】

- (1) 認定NPO法人以外のNPO法人であっても、地方自治体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができます。
- (2) 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられます。

注) 平成23年中の寄附金から対象となり、平成24年度分以降の個人住民税について適用されます。

2 不動産取得税

税負担軽減措置等について、廃止や延長、新設が行われます。

○主な見直し項目

- ・市街地再開発組合の取得に対して課する不動産取得税の特例措置の廃止。
注) 公布日の翌日から適用されます。
- ・平成25年3月31日までの間に取得された一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅及び土地の取得に対して課する不動産取得税の特例措置の新設。

注) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日から施行されます。

3 自動車取得税

地域交通の確保維持のために国庫補助を受けて、事業者が取得する一般乗合用バスの自動車取得税の非課税について、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得を非課税とする措置に改められます。

注) 公布日の翌日から適用されます。

4 罰則の見直し

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、地方税に関する罰則等
の見直しが行われます。

例：脱税犯に係る法定刑の引き上げ、秘密漏洩に対する罰則の見直し 等
注) 公布日から2月を経過した日以後にした違反行為について適用されます。

5 条例改正について

今回の改正により、次のとおり三重県県税条例等の改正を予定しています。

【主なもの】

1) 個人住民税

- ・ 寄附金税額控除の対象団体拡大のための規定整備
- ・ 寄附金税額控除の適用下限額の引下げ（平成23年1月1日以後にした寄附金から適用）

2) 不動産取得税

- ・ 軽減措置の見直し（公布日の翌日から適用）

3) 自動車取得税

- ・ 非課税措置の新設（法の適用日から適用）

4) 法人の県民税等

- ・ 納税管理人に係る不申告に関する過料等の上限の引上げ

〔3万円→10万円〕（公布日から2月を経過した日から施行）

（参考）引き続き国会で審議されるもの

今回の新法に盛り込まれず、現在国会で審議中の「地方税法等の一部を改正する法律案」として、引き続き審議されることになる主なものは、次のとおりです。

- 1 個人住民税関係（成年扶養控除、退職金課税の見直し）
- 2 法人関係税等（国税と地方税を合わせた法人実効税率の5%引き下げ）
- 3 県たばこ税関係（道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲）
- 4 納税環境整備（更正の請求期間の延長等）

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための
地方税法等の一部を改正する法律案」の主な内容

1 政策税制の拡充等

- 雇用促進税制等政策税制の拡充
- 寄附金税制の拡充
 - ・認定NPO以外のNPO法人の寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより個人住民税寄附金税額控除の対象とする措置
 - ・個人住民税寄附金税額控除の適用下限額の引下げ（5,000円→2,000円）
- 航空燃料譲与税の譲与割合の引上げ
（航空機燃料税の税率引下げに伴う地方の減収を生じさせないための措置）
- 租税罰則の見直し
 - ・国税見直し内容（平成22年度改正、平成23年度改正）にあわせた所要の罰則の見直し

2 税負担軽減措置等
（修正の上、延長されるもの）

<拡充の上延長>

- 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る特例 等

<縮減の上延長>

- 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
- 鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例 等

3 税負担軽減措置等
（従来の措置のまま延長されるもの）

<単純延長>

- 心身障害者を多数雇用する事業所に係る不動産取得税の軽減
- 協定銀行が破綻金融機関等の事業の譲受により取得する不動産に係る非課税 等